

(独) 医薬基盤研究所節電実行計画

平成23年6月28日

改定 平成23年7月28日

(独) 医薬基盤研究所

「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日、電力需給対策本部決定)及び「厚生労働省節電実行計画」(平成23年6月7日厚生労働省)を踏まえ、独立行政法人医薬基盤研究所(以下「当所」)が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を下記のとおり定める。

I. 基本的考え方

東日本大震災に伴う東京電力及び東北電力管内の電力の需給ギャップに対処するため、政府は「夏期の電力供給対策について」に基づき、官民が一体となって需要抑制に取り組むこととしているところである。また、厚生労働省においても所管する施設における節電に向けた対策として「厚生労働省節電実行計画」を策定するとともに、厚生労働省から当所に対して、当該計画と同水準の積極的な取組みを行うための「節電実行計画」を策定するように要請されたところである。

当所は、これまで、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に積極的に取り組んできたところであるが、今般の状況を踏まえ、当所の施設における節電に向けた対策を強化・充実して実施する。

II. 目標及び対象施設

- 1 当所における東京電力管内の需要施設について、ピーク期間・時間帯(※)における使用最大電力を基準電力値(kW)に比して大幅な抑制を目指すとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制に積極的に取り組むこととする。

(※) 平成23年7月～9月(平日)の9時～20時

具体的には、昨年の上記ピーク期間における1時間単位の最大電気使用量を基準値とし、

- ① 契約電力が500kW以上である「霊長類医科学研究センター」(以下「霊長類センター」)については、電気事業法による電気の使用の制限措置を踏まえ、基準値の15%の抑制を達成することとする。

②契約電力が 500kW 未満である「薬用植物資源研究センター筑波研究部」（以下「薬用筑波研究部」）は、基準値の 15%の抑制を目指すこととする。

2 当所における関西電力管内の大阪本所についても、ピーク期間・時間帯における使用最大電力を基準電力値（kW）に比して大幅な抑制を目指すとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制に積極的に取り組むこととする。

具体的には、昨年の上記ピーク期間における 1 時間単位の最大電気使用量を基準値とし基準値の 10%の抑制を目指すこととする。（1 時間当たり 基準値 1040 kW、抑制目標値 936 kW）

3 その他、薬用植物資源研究センター北海道研究部、種子島研究部等においても、具体的な取組を実施し、使用電力の抑制に最大限、取り組むこととする。

Ⅲ. 実施期間

本計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日～9 月 30 日とする。

Ⅳ. 具体的取組

当所では、上記の「霊長類センター」及び「薬用筑波研究部」に係る「ピーク期間・時間帯を通じた使用電力量の抑制」の達成を最重要課題とし、これに向けた効果的な取組を実施するとともに、大阪本所も含めた当所施設全体として「業務の見直し」、「働き方の見直し・勤務形態の弾力化」及び「庁舎・施設管理における電力使用の抑制」に関する取組を総合的に実施することとする。

第 1 霊長類センターにおける取組

別紙 1 による取組により、基準値の 15%抑制を確実に達成
（1 時間当たり 基準値 1368 kW、抑制目標値 1163 kW）

第 2 薬用筑波研究部における取組

別紙 2 による取組により、基準値の 15%抑制を達成
（1 時間当たり 基準値 676 kW、抑制目標値 575 kW）

第 3 業務の見直し

1 会議・セミナー等の開催時期の変更等による施設利用の停止

- 東京電力及び東北電力管内における会議等については、原則として開催時期の変更等を行うこととし、当該管内の節電に協力
- 各施設内の会議室を使用する会議、セミナー等（※）について原則として開催時期の変更等を行うこととし、会議室の利用を抑制
（※）概ね30人以上が参集する会議等。（大阪本所の図書閲覧室におけるセミナー等）

2 その他の業務の休止、実施時期の変更等

- 東京電力及び東北電力管内に所在する関係施設に対する定期検査について、関係施設と相談し、柔軟に実施時期等を設定
- 不急の研究について、中止又は実施時期を変更（※）
（※）例：所外研究者の共同利用研究（霊長類センター）
- 共同利用施設（※）における受入の中止又は実施時期を変更
（※）例：共同利用施設（霊長類センター）

3 業務体制の縮小

- 職員の休暇の一斉取得の促進等により、1週間程度、電力使用を閉所時相当に抑制

第4 勤務形態の弾力化・休暇の取得促進

1 始業・終業時間の弾力化

- フレックスタイム勤務（※）を奨励し、早出早退勤務を促進
（※）始業時間は7時～10時、終業時間は14時45分～20時
例：7時～15時30分

2 残業の徹底的な縮減、無駄な居残りの撲滅

- 職員の業務量の適切な管理、業務の見直し、業務負担の平準化、無駄な居残りの撲滅等により、一人当たりの勤務時間を縮減

3 東京電力及び東北電力管外における勤務の促進

- 現在の勤務地以外においても業務の遂行が可能な場合には、東京電力及び東北電力管外の施設に

おける勤務を許可

- モバイルパソコンを使用しない業務について在宅勤務を可能とする等により、東京電力及び東北電力管外の職員の実家等における在宅勤務を促進

4 長期の夏期休暇の取得促進

- 8月を中心に2週間の連続休暇又は2度の1週間の連続休暇の取得を促進するとともに、長期休暇期間中における電力需要の抑制に配慮した家庭生活を奨励

第5 庁舎・施設管理における電力使用の抑制

1 基礎的な電力使用の抑制

- システムの一部機能の停止・縮小稼働、サービスレベルの見直し
- エレベーターの稼働台数の半減、近隣階への階段利用の奨励
- 中水道設備について、汚水の発生量に留意しつつ平日の運転時間を一部制限

2 空調機械の抑制運転

- 冷房の稼働方法の見直しにより、稼働初期の電力ピークを使用制限時間帯以前へシフト、定常運転時における抑制運転（設定温度28度を厳守）
- 執務の集約等による冷房の一部停止
- 給排気設備の運転を一部抑制
- ブラインドの適切な利用の徹底
- クールビズの徹底
- 熱中症の予防や対策の周知

3 照明の抑制

- 定期的な消灯の徹底
 - ・ 休憩時間である12:00～12:45の執務室の消灯を徹底するとともに、平時においても窓際など日の当たりやすい箇所を中心に消灯の徹底に努めること。

- ・ 18時以降の執務室の照明については、時間外勤務を行っている職員のデスク付近に限定すること
- 手元照明の導入、蛍光灯の本数の間引き等により、作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明を大幅に削減
- LED又はインバーター照明の積極的な導入

4 O A機器、その他の機器の使用の抑制

- パソコンの輝度調整、ピークシフトコントロール、省電力モード、スリープモードを最大限活用。不使用時のシャットダウンの徹底
- コピー機及びプリンターの稼働台数を各課室1台以下に制限
- 研究等の業務用フリーザーの削減
- コーヒーメーカー、電気ポット、電子レンジ、卓上扇風機の使用停止。冷蔵庫の大幅な集約化
- 暖房便座、温水洗浄便座の停止
- 冷水機の停止
- 自動販売機の消灯

5 使用電力の監視システムの活用

- 東京電力管内における施設については、デマンド監視システムにより使用電力を監視し、目標値を超過する可能性が生じた場合には使用電力を一部停止

第6 進捗管理の実施

- 総務部長を本部長とする「医薬基盤研究所節電対策本部」を設置し、各施設における節電対策の取り組み状況を確認・評価するとともに、必要に応じて節電対策のアドバイスをを行い、本実行計画の進捗を管理

別紙 1

霊長類医科学研究センターの節電対策について

当センターの電力使用量として、別表のとおり昨年7月から9月の9時から20時の最大使用電力1368 kWを基準値として15パーセント削減した1163 kWを上限とする。

具体的な節電対策として (1時間あたりの消費電力・kW)

① 動物飼育室以外の空調機運転停止 (時間帯)

・ 第1研究棟	21
・ 第2研究棟洗浄室	11
・ 第3研究棟	6
・ 第5棟P2 (検収室・手術室)	10
・ 第6棟2F居室	15

② チラー冷凍機台数制限

・ 第6棟チラー冷凍機	
1時間あたり約70%の運転率、4台中2台ローテーション運転	
1台停止	22
・ 第7棟チラー冷凍機	
1時間あたり約70%の運転率	39

③ 居室・廊下等における消灯等

36

④ 第3棟の閉鎖

39

⑤ ディープフリーザー (血清保存用) の移設

12

上記項目により削減できる電力量は 211 kW

全体における削減割合は

$211 / 1368 \text{ kW} = 15.4\%$

別紙 2

薬用植物資源研究センター筑波研究部節電対策について

1. 基本方針

当センターの昨年夏季の最大需要電力（30分単位）は338 kWであり、1時間換算で $338 \text{ kW} \times 2 = 676 \text{ kW}$ とし、これを基準値とする。

平日ピーク時間帯において、基準値の15%削減した数値 575 kW を超えないよう節電に取り組むものとする。

2. 具体策

夏季（7月から9月）は、以下の設備の一部（人工光室、自然光室については全部）を停止する。

(1) 閉鎖温室（21 kW）

①空調機×1 ②冷凍機×2 ③フィルターユニット×2 ④照明×4

(2) グロースチャンバー（45 kW）

①冷凍機×2 ②加湿器×1 ③安定器ユニット×1 ③照明×24
⑤空調機×1 ⑥ヒーター×1 ⑥給排気ユニット×2

(3) 人工光室（8 kW）

①空調機×1 ②冷凍機×1 ③送風機×2 ④ヒーター×1 ⑤照明×18

(4) 自然光室（28 kW）

①冷凍機×1 ②一次ポンプ×1 ③二次ポンプ×2 ④冷却水ポンプ×1 ⑤クーリングタワー×1 ⑥空調機×2

上記項目により削減できる電力量は 102 kW

全体における削減割合は

$102 / 676 \text{ kW} = 15.1\%$